

番号：20a00805

国名：ジョージア国

担当：経済開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム

案件名：ジョージア国ビジネスを志向したモデル農協構築（農協制度）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：農協制度
- (2) 格付：2号～3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2021年1月中旬から2021年3月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.25M/M、現地 1.57M/M、合計 1.82M/M
- (3) 業務日数：国内準備期間 2日、現地業務期間 47日、国内整理期間 3日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2020年12月2日（水）（12時まで）
- (4) 提出方法：電子データのみ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)
 - ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き（PDF/352KB）
https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- ◇ 評価結果の通知：2020年12月15日（火）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 26点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 33点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 20点
 - ③語学力 5点
 - ④その他学位、資格等 12点
- (計100点)

| | |
|----------|---|
| 類似業務 | 農業開発に係る各種業務（農業協同組合振興に係る業務経験を有することが望ましい） |
| 対象国／類似地域 | ジョージア／全途上国 |
| 語学の種類 | 英語 |

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

ジョージア国（人口約372万人）では、1991年にソビエト連邦から独立後、集団農業システムの崩壊と市場経済化が進行し、農業セクターにおいても集団農場の解体と農地改革の結果、多数の小規模農家が出現した。

現在、農村における農業以外の就業機会はほとんどなく、GDPに占める食品など農業関連産業の占める割合は6.3%に過ぎないが、一方で、当国の単位当たりの農業生産性の低さは際立っており、国際競争力の弱さにつながっている。その最大の要因は土地の細分化であり、非効率な土地利用が生産性の向上や農業の発展を大きく阻害している。また、小規模農家は組織化が進んでおらず、生産技術や法制度等に関する知識が普及していないことに加え、農村レベルでも農機具、倉庫、冷蔵設備、加工施設等の機材やインフラが不足している。

そこで、ジョージア国政府は農業セクター開発戦略（2015-2020）において、食料安全保障や貧困削減のために農業セクターの競争力強化や生産性向上を重点目標として定め、2013年に農業協同組合開発庁（なお、同庁は現在、同じく農業省の下部組織である農村開発庁（Agricultural Rural Development Agency：以下、「ARDA」という。）に統合された）を創設し、単位面積あたりの土地の生産性の向上や開発を推進するため、農業協同組合の設立を促進してきた。その結果、近年、農協の設立数が急速に増加し、現在は2,000団体を超えたが、一方で農家の加入率は約1.7%と極めて低い状況となっている。その背景として、旧ソ連時代の集団農場の負のイメージや知名度の低さに加え、設立された農協が組織的に未だ脆弱であり、地方の農家に対して農機具・資材等の共同購入や生産物流通、技術指導、営農資金の融資などのサービスや支援が提供できないことが大きな要因となっている。特にアグリビジネスについては全くの初期段階にある。

そのため、ジョージア国政府は、農協など農業者団体の役割と機能の強化を通じて農業生産性と農家所得の向上を図るべく、我が国に対し、日本の農協制度をベースとしてジョージア国に適した農協モデルを構築し、同モデルを全国の農協に普及していくための協力を要請越した。

同要請を受け、2020年1月～3月に農業政策、農業制度、農協システムの3つの分野の専門家を派遣し、以下の政策提言を行った。

- ①環境保全農業省の「7か年戦略（2021年-2027年）」及びそのアクションプランの実施における農協の重要性（役割の明確化）の喚起。
- ②現在、ARDAが進めている農協連合体（ARDAが「第二レベルの農協」と呼ぶ組織）の設立にあたって、同農協に参加する個別の農協（単協）の強化が急務であること。
- ③農協の能力強化に向けた方策（情報センター（＝技術普及組織：以下、ICGという。）と連携、組合員に対する農業指導など加入メリットのあるサービスの強化、農協に対する経営指導、財務・会計制度の確立、組合員に対する基礎研修、農協合併、販売競争力の強化、など）
- ④将来に向けた、「一村一農協」（地域を単位とした総合農協）の設立の推進（対象作物や事業の多様化と地域協働体制の構築による産地形成）

※ジョージアにおける第一レベルの農協は、我が国の農事組合法人に近い組織で、組合員は約10人～20人程度。一方、第二レベルの農協は、この第一レベルの農協の連合体のような組織だが、委託販売や共同購入など組織の仕組みは一般の農協に近い。すでに西ジョージアのヘーゼルナッツ組合（組合員数約500名超）やハチミツ組合の事例があり、現在はゴリ市近郊のハチミツ農協（35農協の参加が条件）や東ジョージアの酪農農協（詳細不明）の設立に取り組んでいる。

7. 業務の内容

本業務従事者は、ジョージア国農業省 ARDA をカウンターパート（以下「C/P」）機関とし、ジョージア国における農業セクターや農業協同組合の現状を把握した上で、日本の総合農協を中心とした農協システムの経験を踏まえ、農業省や ARDA に対して、ジョージア国の農業セクターの特

性に合わせた農協のモデル構築に向けた助言や提言を行う。

本業務従事者は、2020年2月に他のJICA専門家（農協システム、他）がとりまとめた農業開発における農協の保護や育成、活用に関する政策及び制度設計に係る政策提言の履行状況や改善状況について調査し、必要に応じて方向性について修正するとともに、問題が発生している場合には、改善方法を検討し、農業省やC/Pに対して助言を行う。

なお、我が国の農協に関する詳細な紹介や具体的な技術移転は、2020年度から開始が予定されている国別研修において実施する予定であったが、新型コロナウイルスの感染拡大による影響で2021年度に延期となった。そこで、本業務従事者は、2021年度以降に国別研修を通じて得る予定の我が国の農協システムの経験や知見について、ジョージア国への導入に必要な政策面や制度面での環境整備に向けた助言や政策提言を行うことが期待されるとともに、同感染拡大が当国の農協の活動や農業生産・流通に与えている影響について調査し、同影響を緩和するための方策についても助言することが期待される。

具体的な業務内容は、以下のとおり。

(1) 国内準備期間（2021年1月中旬）

①ジョージア政府から提出された要請書や既存の文献、JICA報告書、他ドナー報告書、ジョージア政府作成の関連報告書等を参照し、ジョージア国の農業セクター及び農協の現況と課題を把握する。また、これまでEUが実施してきた協力（European Neighborhood Programme for Agriculture and Rural Development (ENPARD) や、その中の一つ Capacity Building to Agriculture Cooperatives Development Agency (ACDA) Project）の概要を把握・分析する。

②JICA経済開発部及びジョージア支所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。

③ワークプラン（英文）を作成しJICA経済開発部による確認ののち提出する。併せて、ジョージア支所にもデータを送付する。

(2) 現地業務（2021年1月中旬～2月下旬）

①現地業務開始時に、JICAジョージア支所、C/P機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。

②ジョージア国の2,000以上にのぼる農協に関して、先行して2020年1月～3月に派遣した専門家が調査した結果（サンプルとして20農協程度の組合員数、資本金、対象作物、業務やサービスの内容、経営形態、規模や経営の現状、生産能力、事業内容）について、ARDAからのヒアリングや現地調査を通じて情報を更新する。そのため、サンプル農協に対して、郵送や電話での補足調査の実施を支援する。また、10農協程度を目途に直接、訪問し、現場での農協の実態を調査する。

③上記②の結果をもとに、上記政策提言の内容についての実施状況やその効果、課題などを分析する。特にARDAが進めている農協連合体（第2農協）の設立状況や経営状況、問題の発生などについて詳細に分析する。また、農協の能力強化に向けた方策について、政策への反映やICCなどを通じた農協や組合員への指導の状況とその結果について確認する。

④上記③の分析結果や確認結果をもとに、農協の育成に向けた経営や組織、能力などの現状に問題や改善すべき点があれば、農業省やC/P、地方関係機関、サンプル農協などに対して必要な軌道修正や改善策に係る助言を行い、上記政策提言の内容が着実に実行されるように支援するとともに、必要に応じて同提言の内容を見直し、修正を行う。

⑤将来の「一村一農協」（地域を単位とした総合農協）や地域協働体制の構築や産地形成に向け、実際のモデル地域（1カ所）及びモデル農協（3～5組織）を選定し、C/Pとともに同

地域において農業生産に関連する中央・地方行政、試験研究機関、技術普及機関、農業関連企業などの現状や果たしている役割、機能、活動／施策、農家及び農協に対する支援やサービスの現状について調査する。取り上げるモデル地方は、C/P と協議の上、農業省や地方（レギオニ）政府が特産品の開発に取り組んでおり、ARDA も農協の改革（規模の拡大）に取り組んでいる地方などから選定する。プロポーザル作成にあたっては、西ジョージア SAMEGRELO ZEMO SVANETI 地方を例として業務内容について提案を行うこと。ただし、他地方についての提案がある場合には、その理由も記した上でプロポーザルにて提案することも可とする。

⑥2020 年に発生した新型コロナウイルスの感染拡大やそれに伴う経済活動の制限等による農家による営農活動や農協活動、農産物の流通や加工・販売などに与えた影響やダメージについて、上記②の調査に合わせて情報収集し、その結果を分析するとともに、政府の支援政策やその具体的な施策の実施状況を確認する。その上で、農家や農協が営農を継続していく上で不足する支援や農協自身の改善策について検討し、C/P 機関に提言する。

⑦上記②～⑥の結果を取りまとめ、前回の政策提言をさらに具体化し、C/P 機関による農協の育成を図っていくための実施方策（アクションプラン）の作成を支援する。

ア) 農協の規模拡大や経営改善に向けた施策（農協法の改正を含む）

経営システムの改善（組合員の出資の仕組み、収入源の多様化、信用事業の導入など）、地域を単位とした総合農協化の促進など。

イ) 農家・農協による農産物流通（輸出を含む）や販売に対する政府の支援策

市場や販売拠点の整備、市場調査の実施とこれに基づいたビジネスプラン（作付け、出荷計画、収支見通し含む複数年計画）作成に関する農協への技術指導など。

ウ) 地方における農協を核とした地域協働体制の構築

地方における農業生産の向上や農産物の産地形成、販路拡大や流通促進を図っていくために、地方政府のイニシアティブや権限／役割の強化、中央政府との関係、農業試験・技術普及サービスの活用、民間企業の持つ知見の効果的な活用など。

⑧各農業施策における農協の役割の次期 5 か年計画への反映提言

2021 年以降の次期 5 か年計画の策定状況について確認し、同計画の中に上記実施方策（アクションプラン）が正式に位置付けられるよう協議するとともに、同計画に反映するべき事項について提言する。

⑨担当分野に関する活動結果について、JICA ジョージア支所等への報告に参加する。

(3) 帰国後整理期間（2021 年 3 月上旬）

①帰国報告会に出席し、担当分野の現地業務結果の報告を行う。

②専門家業務完了報告書（和文）を監督職員に提出・報告する。

③2020 年度から開始する予定の農協育成に関する国別研修に盛り込むべき研修項目について JICA に提言を行う。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（1）～（3）のすべてとし、電子データをもって提出することとする。

(1) 業務ワークプラン（全体）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

英文 3 部（JICA 経済開発部、JICA ジョージア支所、C/P 機関へ各 1 部）

(2) 専門家業務完了報告書（和文3部）

現地派遣期間中／国内作業期間中の業務報告書（和文）を作成し、2021年3月3日までにJICA経済開発部に提出し、報告する。

農業省やARDAに提言した内容については、参考資料として添付・提出。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下URLの「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_2020.pdf

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含まれます（本見積書に計上して下さい）。

航空経路は東京⇒ドーハ⇒トビリシ⇒ドーハ⇒東京を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地M/M、国内M/M、渡航回数は2。契約予定期間等に記載の数値を上限とします。また、派遣期間については、2021年1月中旬～2月下旬の間で提案してください。

②現地での業務体制

本案件では、業務従事者が単独で業務を実施します。

③便宜供与内容

JICAジョージア支所及びカウンターパート機関による便宜供与事項は、以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 通訳（日本語⇄グルジア語）手配：あり

エ) 車両借上げ：あり

オ) 業務開始時の現地日程のアレンジ：C/Pとの初回の協議のみアレンジします。

カ) 執務スペースの提供：ARDA内に執務スペースを提供します。

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料をJICA経済開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム（TEL:03-5226-3156）にて配布します。

・事前の現地調査報告書

・要請書(写)

・2020年1月～2月に派遣した専門家が取りまとめた政策提言

②本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」

及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAジョージア支所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同支所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。
加えて、安全管理を徹底すべく、本業務従事者は現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行ってください。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定することと致します。

以上